



第46期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年3月27日(月曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時30分)

開催場所

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
新宿野村ビル2階 野村コンファレンスプラザ
コンファレンスルームA
(末尾 定時株主総会会場ご案内図 参照)

議 案

議 案 剰余金処分の件

議決権行使期限

2023年3月24日(金曜日)午後5時まで

目 次

第46期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	5
連結計算書類	19
計算書類	32
監査報告	41

株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 2693
(発送日) 2023年3月10日
(電子提供措置の開始日) 2023年3月6日
東京都渋谷区代々木五丁目7番5号

YKT株式会社
代表取締役社長 **井元 英裕**

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ykt.co.jp/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、最新情報の「招集通知掲載」をご確認ください。)

株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/2693/teiiji/>

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「YKT」または「コード」に当社証券コード「2693」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながらの株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月24日（金曜日）午後5時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年3月27日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル2階 野村コンファレンスプラザ コンファレンスルームA (木尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第46期（2022年1月1日から2022年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第46期（2022年1月1日から2022年12月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 議案 剰余金処分の件
4 議決権行使等についてのご案内	記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の経営環境等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 8円 配当総額 92,871,984円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年3月28日

以上

事業報告 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束時期は見えないものの、徐々に行動制限が緩和され、経済活動の正常化が進みました。しかし、中国での感染対策による都市封鎖、ロシアのウクライナ侵攻とそれに対する各国の経済制裁などにより、原材料価格や物流コストの高騰が見られました。また、日本と主要国との金融政策の相違により、為替相場が急速な円安進行になるなど、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要販売先である電機・機械・自動車等の製造業におきましては、中国市場では、都市封鎖により一時的に生産と物流の停滞が見られましたが、その後、経済活動は正常化に向かい、設備投資需要が拡大いたしました。国内でもコロナ禍で先送りされていた設備投資需要が再開し、回復基調に推移いたしました。

こうした中、当社グループではコロナ後を見据えた第12次中期経営計画「YKT Vision 100 (100年に向けて)」をスタートさせ、電子機器及び工作機械等の主力商品の販売力・収益力の強化に取り組み、実践してまいりました。

その結果、電子機器の輸出販売は、電気自動車 (EV) など車載関連の設備投資需要により、工作機械の国内販売も工具研削盤等の需要回復によりそれぞれ増加し、連結売上高は220億7千9百万円 (前期比40.8%増) となりました。利益面でも、売上高の増加により営業利益10億7百万円 (前期比118.5%増)、経常利益12億3千6百万円 (前期比94.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は8億5千5百万円 (前期比96.0%増) となりました。

	第45期 (2021年12月期)	第46期 (2022年12月期)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	15,682	22,079	40.8%
営業利益	461	1,007	118.5%
経常利益	634	1,236	94.9%
親会社株主に帰属する当期純利益	436	855	96.0%

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

電子機器及び 工作機械等

売上高
21,190百万円

(前期比41.8%増)

電子部品実装機を中心とした電子機器は、中国市場では都市封鎖などにより、一時的に物流の停滞が見られましたが、脱炭素化に向けた電気自動車（EV）、安全技術の進化などにより、車載関連の設備投資需要が順調に推移し輸出販売が増加しました。また、工具研削盤を中心とした工作機械も、経済活動の正常化とともに設備投資需要が回復し、国内販売が増加いたしました。その結果、当セグメントの売上高は211億9千万円（前期比41.8%増）、営業利益8億9千8百万円（前期比140.0%増）となりました。

光電子装置

売上高
901百万円

(前期比20.7%増)

光電子装置の販売は光通信部品、レーザー装置等の販売が堅調に推移し、当セグメントの売上高は9億1百万円（前期比20.7%増）、営業利益1億6百万円（前期比26.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

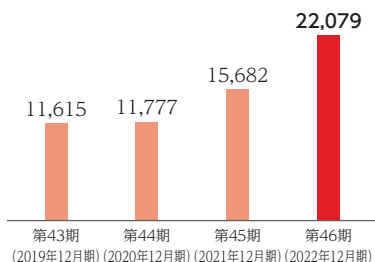
当連結会計年度における重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

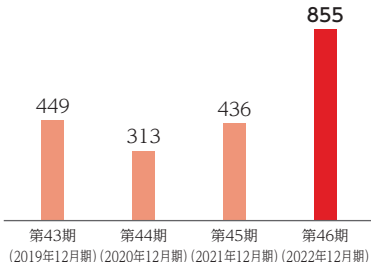
当連結会計年度において、運転資金として金融機関から長期借入金で9億5千万円などの資金調達を行っております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

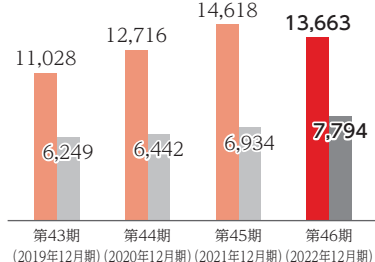
売上高 (単位：百万円)



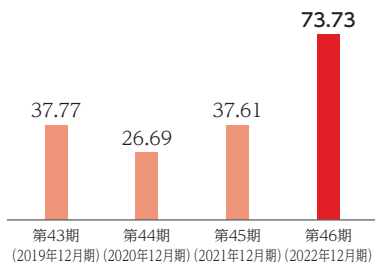
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



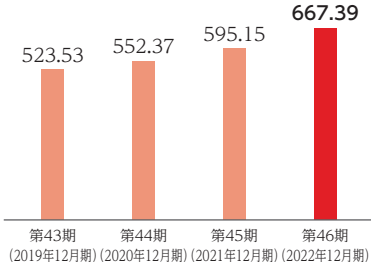
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第43期 (2019年12月期)	第44期 (2020年12月期)	第45期 (2021年12月期)	第46期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
受注高	(百万円)	9,648	11,295	19,530	20,970
売上高	(百万円)	11,615	11,777	15,682	22,079
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	449	313	436	855
1株当たり当期純利益	(円)	37.77	26.69	37.61	73.73
総資産	(百万円)	11,028	12,716	14,618	13,663
純資産	(百万円)	6,249	6,442	6,934	7,794
1株当たり純資産額	(円)	523.53	552.37	595.15	667.39

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
微科帝（上海）国際貿易有限公司	5,546千人民元	100	中国における機械類等の輸出入販売
微科帝貿易股份有限公司	19,000千台湾ドル	100	台湾における機械類等の輸出入販売
サンインストゥルメント株式会社	50,000千円	100	光電子装置及び光電子部品の販売
YKT(Thailand)Co.,Ltd.	4,000千タイバーツ	49	タイにおける機械類等の輸出入販売

(4) 対処すべき課題

当社グループの主要事業は、電子部品実装機を中心とする電子機器の国内及び輸出販売、ならびに工作機械及び測定機器の輸入販売であります。

電子機器の輸出販売は主に中国市場向けですが、当期の設備投資需要の流れは、これまでのスマートフォンなどの通信機器向けから、脱炭素化に向けた電気自動車（EV）を始めとする車載関連向けへ市場の変化が見られました。このような状況に当社グループでは、早期の情報収集に努め、市場動向を見極め、需要の変化を捉えた販売活動を実践することにより、同市場への販売の拡大を実現できました。また、工作機械及び測定機器の輸入販売においても、新型コロナウイルス感染症により販売活動に制限がある中、潜在的なお客様のニーズを把握し、先送りされていた設備投資需要の回復時に迅速な対応をすることにより、販売の回復につなげることができました。今後も、地政学的リスクや産業構造の変化に対し、市場動向を見極め、適切な判断を行い、市場の変化に対応できる販売体制を維持するとともに、財務基盤の安定化を図り、お客様の期待に応えるべくサービスの提供を実践してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループは当社及び海外子会社3社において電子部品実装機等の電子機器及び工作機械、測定機器、産業機械等の設備機器の販売及び保守・サービスを行っており、国内子会社（サンインストゥルメント株式会社）において光電子装置及び光電子部品の販売を行っております。

主要な商品は、次のとおりであります。

区分名	内容
電子機器	チップマウンタ、LCDボンダ
工作機械	工具研削盤、特殊研削盤
測定機器	非接触三次元測定システム
産業機械	コーティングシステム
光電子装置及び光電子部品	光アンプ、レーザー機器

(6) 主要な事業所 (2022年12月31日現在)

	事業所名	所在地
当社	本社	東京都渋谷区
	デモンストレーションセンター	東京都府中市
	大阪支店	大阪府吹田市
	名古屋支店	名古屋市南区
	仙台営業所	仙台市青葉区
	長野営業所	長野県諏訪郡
	福岡営業所	福岡市博多区
国内子会社	サンインストゥルメント株式会社	東京都品川区
海外子会社	微科帝（上海）国際貿易有限公司	中国 上海市
	微科帝貿易股份有限公司	台湾 台北市
	YKT(Thailand)Co.,Ltd.	タイ バンコク

(7) 使用人の状況（2022年12月31日現在）**① 企業集団の使用人の状況**

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子機器及び工作機械等	127名	6名減
光電子装置	6名	－
合計	133名	6名減

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
82名	8名減	43歳6ヶ月	16年0ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,148,670千円
株式会社三菱UFJ銀行	850,382千円
株式会社商工組合中央金庫	500,860千円
株式会社りそな銀行	420,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,906,880株 (自己株式 297,882株を含む)
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主数 6,592名
- ⑤ 大株主 (上位10位)

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
山本 久子	2,423	20.88
山本 庸一	1,922	16.56
原田 千鶴子	159	1.37
株式会社 S B I 証券	141	1.22
石川 貴章	130	1.12
井元 英裕	124	1.07
品川 次郎	100	0.86
伊藤 緑朗	95	0.82
Y K T 社員持株会	93	0.81
渡邊 紘子	85	0.74

- (注) 1. 当社は、自己株式を297,882株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式 (297,882株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況 (2022年12月31日現在)

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	井元英裕	日本工作機械輸入協会 会長 サンインストルメント株式会社 代表取締役社長 微科帝(上海)国際貿易有限公司 董事長 微科帝貿易股份有限公司 董事長 YKT(Thailand)Co., Ltd. 代表取締役社長
常務取締役	柳 崇博	営業本部長、サンインストルメント株式会社 取締役 微科帝(上海)国際貿易有限公司 董事 微科帝貿易股份有限公司 董事 YKT(Thailand)Co., Ltd. 取締役
取締役	山本庸一	経営本部長、サンインストルメント株式会社 取締役 微科帝(上海)国際貿易有限公司 監事 微科帝貿易股份有限公司 監察人
取締役	尾野恭史	弁護士 古賀総合法律事務所 弁護士 株式会社ジェイテック 取締役（監査等委員）
常勤監査役	渡邊 勉	
監査役	鈴木啓文	
監査役	田口 雄	税理士 田口 雄税理士事務所 代表 株式会社新日本建物 社外取締役 株式会社カワダ 社外監査役

- (注) 1. 取締役尾野恭史氏は社外取締役であります。なお、当社は尾野恭史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しております。
2. 監査役鈴木啓文氏及び監査役田口 雄氏は社外監査役であります。
3. 監査役田口 雄氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用が補償されることとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合には補償の対象としないこととしております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2004年6月23日開催の第27期定時株主総会決議において固定報酬枠を年額300,000千円以内、業績連動報酬枠として50,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）としております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役が1名）です。監査役の報酬限度額も同株主総会決議において年額60,000千円以内としており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役が2名）です。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

取締役の報酬等につきましては、固定報酬と経常利益や経営計画に対する達成度を指標とした業績連動報酬により構成されております。社外取締役については業務執行から独立した立場であることを鑑み、固定報酬のみとしております。

取締役の個人別の報酬額等については、その決定方針は取締役会で決議することとし、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。取締役会の委任を受けた代表取締役社長井元英裕が基本方針に従い、株主総会で決議された報酬限度内で各取締役と協議の上、各取締役の職責、貢献度、業績等を考慮して算定し、社外役員が過半数を占める任意の諮問機関である人事・報酬委員会で諮った上で決定する方針としております。

代表取締役社長に権限を委任した理由は、代表取締役社長が当社の経営状況を最も熟知し、各取締役の担当業務の評価を行うことに適していると判断したためであります。

当事業年度の個人別報酬額については、人事・報酬委員会において、職責、貢献度、業績等を考慮して決定されていることを確認しているため、当該内容は決定方針に沿うものと判断しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	135,800 (9,600)	100,800 (9,600)	35,000 (-)	4 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	21,600 (9,600)	21,600 (9,600)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	157,400 (19,200)	122,400 (19,200)	35,000 (-)	8 (3)

(注) 1. 業績連動報酬は事業年度の経常利益や経営計画の達成度を指標として算出し支給されるものであります。事業年度の経常利益の5%以内の年額換算額（上限50,000千円、下限0円）としており、その実績は事業報告及び計算書類をご参照願います。当該指標を業績連動報酬に係る指標としている理由は、経常利益は企業価値を評価する基準の一つとして一般的に定着しているためであり、経営計画に対する達成状況は、企業の持続的な向上を図るための経営指標としているためであります。なお、業績連動報酬は社外取締役を除く取締役が対象

となっております。

2. 支給人数については、延べ人数を記載しておりますが、実際の支給対象は7名（内社外役員3名）であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

地 位	氏 名	他の法人等の重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
社外取締役	尾野恭史	古賀総合法律事務所 弁護士 株式会社ジェイテック 取締役（監査等委員）	特別な関係はありません。
社外監査役	鈴木啓文	該当事項はありません。	該当事項はありません。
社外監査役	田口 雄	田口 雄税理士事務所 代表 株式会社新日本建物 社外取締役 株式会社カワダ 社外監査役	特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 尾野恭史	当事業年度に開催された定例取締役会全11回、臨時取締役会に全1回出席しております。 主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に社内論理によらない客観的・独立的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・正当性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 鈴木啓文	当事業年度に開催された定例取締役会全11回、臨時取締役会に全1回、監査役会全11回に出席し、専門的見地から、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・正当性を確保するための発言を行っております。 また、監査役会活動の一環として年間計画に基づき、代表者・各部門・関係会社等との話し合いや監査を実施し、内部監査や会計監査人（東光監査法人）との調整も実施しております。
監査役 田口 雄	当事業年度に開催された定例取締役会全11回、臨時取締役会に全1回、監査役会全11回に出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・正当性を確保するための発言を行っております。 また、監査役会活動の一環として年間計画に基づき、代表者・各部門・関係会社等との話し合いや監査を実施し、内部監査や会計監査人（東光監査法人）との調整も実施しております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が11回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

東光監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,700千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	23,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等とを比較検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- a. 企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- b. 取締役の中からコンプライアンス担当取締役を選定し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
コンプライアンス担当取締役は経営本部と連携の上、コンプライアンスの状況を審議し、その結果を取締役に報告する。
各業務担当取締役は各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- c. 内部監査室を設置し、内部監査規程に則り年間計画を策定、内部監査を実施する。実施報告書を作成し、業務改善事項の助言及び勧告を行う。
- d. 取締役ならびに監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに総務部に報告する。

② 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

文書規程に従い、取締役の職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等にかかるリスクについてはそれぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営本部が行うものとする。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行の効率化を図るためシステムを構築する。

- a. 職務権限・意思決定ルール of 策定
- b. 事業部門ごとの業務目標と予算の設定とITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- c. 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、経営本部はこれらを横断的に推進し、管理する。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役会と協議の上、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 当社ならびに子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役と協議の上、監査役に報告すべき事項を定める規程を制定し、この規程に基づき、取締役は次に定める事項を報告する。

- a. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- b. 毎月の経営状況
- c. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- d. 重大な法令・定款違反
- e. そのほかコンプライアンス上重要な事項

⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社ならびに当社の子会社は、内部通報制度の利用を含む監査役への報告を行ったグループ全社の取締役、使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨ 当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の仕事の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその仕事の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした場合は、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の仕事の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は事前に通知するものとする。

⑩ その他当社の監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システム構築を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりをもたず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。

2. 内部統制システムの運用状況について

当社グループは、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

① 取締役の職務執行について

当事業年度において定例取締役会を11回、臨時取締役会を1回、書面決議による取締役会を11回行っており、重要事項について迅速かつ適切な報告と意思決定を行っております。また、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定例取締役会に報告し、必要に応じて適宜見直しを行っております。

② 監査役の職務執行について

当事業年度において監査役会を11回開催しており、監査役会において定めた年間計画に基づき監査を行うとともに、取締役会に出席し、代表者・各部門・関係会社等との話し合いや監査を実施し、内部監査や会計監査人（東光監査法人）との調整も実施しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室を設置し、内部監査年間計画に基づき社内の全部門を対象として、職務執行の状況、規程の運用状況、コンプライアンスの啓蒙等を目的として内部監査を実施しております。その際には、実施報告書を作成し、業務改善事項の助言及び勧告を行っております。

④ 財務報告に関する内部統制について

「内部統制評価基本計画書」に基づき、金融商品取引法に基づく全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス統制及び主要な業務プロセスの統制について、整備状況及び運用状況について有効性の評価を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第46期 2022年12月31日現在
資産の部	
流動資産	9,331,322
現金及び預金	3,228,051
受取手形、売掛金及び契約資産	2,316,828
電子記録債権	345,258
商品	2,076,984
未収消費税等	1,060,324
その他	306,271
貸倒引当金	△2,396
固定資産	4,332,648
有形固定資産	2,144,687
建物及び構築物	890,538
土地	1,189,738
その他	64,410
無形固定資産	4,845
投資その他の資産	2,183,115
投資有価証券	270,341
投資不動産	1,679,475
繰延税金資産	149,820
その他	83,478
資産合計	13,663,971

科目	第46期 2022年12月31日現在
負債の部	
流動負債	3,154,158
支払手形及び買掛金	1,061,287
一年内返済予定の長期借入金	1,108,088
未払法人税等	218,992
前受金	356,429
その他	409,361
固定負債	2,715,304
長期借入金	2,351,824
退職給付に係る負債	305,584
その他	57,896
負債合計	5,869,463
純資産の部	
株主資本	7,473,733
資本金	1,389,836
資本剰余金	1,997,995
利益剰余金	4,172,467
自己株式	△86,567
その他の包括利益累計額	274,013
その他有価証券評価差額金	103,798
繰延ヘッジ損益	17,864
為替換算調整勘定	152,350
非支配株主持分	46,761
純資産合計	7,794,508
負債・純資産合計	13,663,971

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第46期
	2022年1月1日から 2022年12月31日まで
売上高	22,079,859
売上原価	18,721,886
売上総利益	3,357,973
販売費及び一般管理費	2,350,093
営業利益	1,007,879
営業外収益	298,651
受取利息	7,360
受取配当金	8,564
仕入割引	116,580
不動産賃貸料	98,400
為替差益	25,783
補助金収入	37,242
その他	4,718
営業外費用	69,970
支払利息	27,075
不動産賃貸費用	41,116
その他	1,778
経常利益	1,236,560
税金等調整前当期純利益	1,236,560
法人税、住民税及び事業税	366,642
法人税等調整額	△4,700
当期純利益	874,617
非支配株主に帰属する当期純利益	18,634
親会社株主に帰属する当期純利益	855,983

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

第46期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年1月1日 期首残高	1,389,836	1,997,995	3,374,530	△86,526	6,675,836
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△58,045		△58,045
親会社株主に帰属する当期純利益			855,983		855,983
自己株式の取得				△41	△41
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	797,937	△41	797,896
2022年12月31日 期末残高	1,389,836	1,997,995	4,172,467	△86,567	7,473,733

	その他の包括利益累計額				非 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2022年1月1日 期首残高	111,847	14,814	106,613	233,275	25,090	6,934,202
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△58,045
親会社株主に帰属する当期純利益						855,983
自己株式の取得						△41
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△8,049	3,049	45,737	40,737	21,671	62,408
連結会計年度中の変動額合計	△8,049	3,049	45,737	40,737	21,671	860,305
2022年12月31日 期末残高	103,798	17,864	152,350	274,013	46,761	7,794,508

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・主要な連結子会社の名称 微科帝（上海）国際貿易有限公司
微科帝貿易股份有限公司
サンインストルメント株式会社
YKT（Thailand）Co.,Ltd.（タイ）

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 YKT Europe GmbH（ドイツ）
- ・連結の範囲から除いた理由 上記非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社（YKT Europe GmbH）は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品（機械本体）

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・商品（部品類）

個別法に基づく原価法

ただし、一部移動平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
その他	3年～15年

ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（3年～10年）による定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 投資不動産

建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は10年～50年であります。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

電子機器、工作機械、測定機器及び産業機械の国内販売については、顧客が検収を完了した時点で、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、検収時点で収益を認識しております。電子機器の輸出版売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。光電子装置については、主に商品が顧客へ引き渡された時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから引き渡し時点で収益を認識しておりますが、一部の取引において、顧客との契約において検収条件がある場合は検収時点で収益を認識しております。

部品については、商品が顧客へ引き渡された時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。国内販売においては、出荷時点と顧客への引き渡し時点で重要な差異がないため、出荷時点で収益を認識しており、輸出版売においては、貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

技術サービスについては、作業が完了し、顧客が作業完了を確認した時点で、履行義務が充足されると判断していることから、顧客による作業完了確認時点で収益を認識しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。
為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ハ. ヘッジ方針

ヘッジ対象…外貨建予定取引、外貨建金銭債務、借入金

為替予約取引は、外貨建営業取引に係る輸入実績等を踏まえ、為替相場の変動リスクを回避する目的で行っております。

金利スワップ取引は、金利の将来変動や借入の期間等を踏まえ、市場金利の変動リスクを回避する目的で行っております。

二. ヘッジの有効性評価の方法 為替予約は、為替予約と外貨建予定取引及び外貨建金銭債務の重要な条件が同一であるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。また、特例処理によっている金利スワップについても、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を適用した場合の影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の損益、利益剰余金の当期首残高及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「6.金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 当連結会計年度 149,820千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異のうち将来の税金負担額を軽減すると判断した範囲内で計上しております。当該判断にあたっては、主に将来の事業計画を基に見積った課税所得を使用しております。

事業計画の策定には、事業計画作成時点における受注残、将来の受注見込等に基づき、売上高等を見積っております。

なお、当連結会計年度においては国内外での経済活動の正常化により、顧客の設備投資需要が急速に回復いたしました。また、翌連結会計年度においては、その反動により中国市場を中心に設備投資需要は落ち着きを見せるものと仮定して計画を策定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、徐々に行動制限が緩和され、経済活動も正常化に向かっております。そのため当社グループへの影響は限定的であり、翌連結会計年度以降においても著しい状況の悪化はないものと仮定して、関連する会計上の見積りを行っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 759,388千円
- (2) 連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の当連結会計年度末日満期手形等が当連結会計年度末残高に含まれております。
- | | |
|--------|----------|
| 電子記録債権 | 4,325千円 |
| 支払手形 | 35,044千円 |

(3) コミットメント期間付タームローン契約

当社は、本社建物の建設資金を安定的に調達するため、取引金融銀行2行と個別にコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメント期間付タームローン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメント期間付タームローンの総額	1,000,000千円
借入実行残高	1,000,000千円
差引額	-千円

(4) 財務制限条項

当社は、本社建物の建設資金を安定的に調達するため、取引銀行2行と個別にタームローン契約を締結しており、以下の財務制限条項が付されております。

みずほ銀行との契約については、各年度の決算期の末日における貸借対照表における純資産の部の金額が、2018年12月に終了する決算期の末日または当該決算期の直前の決算期の末日における貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持する。

三菱UFJ銀行との契約については、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の合計額が、2017年12月決算期の末日における純資産の部の合計額または前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持する。

(5) 顧客との契約から生じた債権

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、「8. 収益認識に関する注記 (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

(6) 当座貸越契約

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,550,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,550,000千円

(7) 偶発債務

株主間協定に基づく株式買取保証を行っております。

保証先：MHCB Consulting (Thailand) Co.,Ltd. THB 1,040,000 (4,035千円)

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	11,906,880株	－	－	11,906,880株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	297,766株	116株	－	297,882株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

- ・決議 2022年3月28日 定時株主総会
- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 58,045千円
- ・1株当たり配当金額 5円
- ・基準日 2021年12月31日
- ・効力発生日 2022年3月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2023年3月27日開催予定の第46期定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・配当金の総額 92,871千円
- ・1株当たり配当金額 8円
- ・基準日 2022年12月31日
- ・効力発生日 2023年3月28日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業遂行上の設備投資等に必要となる資金については主として自己資金を充当するとともに、銀行等金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避する目的で行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。一部、営業取引に際し前受金を受け入れ、信用リスクの軽減を図っております。また、海外で事業を遂行するにあたり生じる海外向けの営業債権については、円建取引とすることで為替変動リスクの回避を図っております。

未収消費税等は、1年以内の還付予定であります。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクまたは取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建の営業債務については為替の変動リスクに晒されておりますが、一部を除き先物為替予約を利用してヘッジしております。

また、借入金については運転資金及び本社建物建設資金の調達を目的としており、期間は運転資金が最長で8年、建設資金は16年であります。このうち一部は、金利変動のリスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

未払法人税等は、そのほぼすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記（4）会計方針に関する事項 ⑤重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に関するリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、業務規程に従い、営業債権について営業本部及び業務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

外貨建の営業債務に係る為替変動リスクについては、為替相場の状況に応じて必要に応じ、月別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限等を定めた経理規程及び業務規程に従い、金利スワップ取引は財務部、為替先物予約取引は業務部において行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部門において適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要とされる手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額2,428千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（注）2			
その他有価証券	267,913	267,913	－
資産計	267,913	267,913	－
長期借入金	2,351,824	2,321,323	△30,500
負債計	2,351,824	2,321,323	△30,500

- (注) 1. 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
3. 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	2,428

4. 金銭債権の連結決算後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,228,051	－	－	－
受取手形、売掛金及び契約資産	2,316,828	－	－	－
電子記録債権	345,258	－	－	－
未収消費税等	1,060,324	－	－	－
合計	6,950,461	－	－	－

5. 借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
短期借入金	—	—	—	—	—
長期借入金	1,108,088	824,728	547,342	210,576	155,576

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定にかかるインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券株式	267,913	—	—	267,913

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	—	2,321,323	—	2,321,323

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都において本社ビルの一部である賃貸用のオフィスビル（土地を含む）及び大阪府において大阪支店ビルの一部である賃貸用住宅を所有しております。2022年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は57,284千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価 （千円）
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
東京本社ビル （東京都渋谷区）	1,071,650	△19,421	1,052,228	1,250,578
大阪支店ビル （大阪府吹田市）	624,097	3,149	627,246	394,653
合計	1,695,747	△16,272	1,679,475	1,645,231

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は大阪支店ビル器具備品の新規取得によるもの（11,072千円）、主な減少額は減価償却によるもの（28,924千円）であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。なお、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合については、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

8. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	電子機器及び工作機械等	光電子装置	
電子機器	13,545,402	－	13,545,402
工作機械	3,647,953	－	3,647,953
測定機器	427,891	－	427,891
産業機械	335,316	－	335,316
光電子装置	－	889,740	889,740
部品・技術サービス	3,233,554	－	3,233,554
顧客との契約から生じる収益	21,190,118	889,740	22,079,859
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	21,190,118	889,740	22,079,859

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 契約資産及び契約負債の残高等は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,113,670	2,220,623
契約資産	—	96,205
契約負債	1,102,045	356,429

契約資産は、輸出販売において、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しておりますが、そのうち対価に対する無条件の権利を有さないものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客との契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 667円39銭
 (2) 1株当たり当期純利益 73円73銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第46期 2022年12月31日現在
資産の部	
流動資産	7,434,066
現金及び預金	1,854,831
受取手形	3,366
電子記録債権	345,258
売掛金及び契約資産	2,215,440
商品	1,734,400
前渡金	155,998
前払費用	10,323
未収入金	1,074,084
その他	42,961
貸倒引当金	△2,600
固定資産	4,502,892
有形固定資産	2,128,307
建物	879,180
構築物	10,962
工具器具備品	10,261
土地	1,189,738
リース資産	38,163
無形固定資産	4,469
電話加入権	4,247
ソフトウェア	221
投資その他の資産	2,370,115
投資有価証券	270,341
関係会社株式	53,126
関係会社出資金	139,616
長期前払費用	3,901
投資不動産	1,679,475
関係会社長期貸付金	81,170
長期貸付金	8,720
繰延税金資産	128,720
その他	5,042
資産合計	11,936,958

科目	第46期 2022年12月31日現在
負債の部	
流動負債	2,849,910
支払手形	193,772
買掛金	847,304
一年内返済予定の長期借入金	1,062,236
リース債務	10,603
未払金	19,923
未払費用	224,493
未払法人税等	191,803
前受金	275,684
預り金	22,567
その他	1,523
固定負債	2,602,519
長期借入金	2,255,906
リース債務	31,376
退職給付引当金	288,716
その他	26,520
負債合計	5,452,429
純資産の部	
株主資本	6,357,202
資本金	1,389,836
資本剰余金	1,373,361
資本準備金	1,373,361
利益剰余金	3,680,571
利益準備金	123,650
その他利益剰余金	3,556,921
別途積立金	1,217,000
繰越利益剰余金	2,339,921
自己株式	△86,567
評価・換算差額等	127,327
その他有価証券評価差額金	103,798
繰延ヘッジ損益	23,528
純資産合計	6,484,529
負債・純資産合計	11,936,958

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(単位：千円)

科目	第46期
	2022年1月1日から 2022年12月31日まで
売上高	19,663,467
売上原価	17,439,331
売上総利益	2,224,135
販売費及び一般管理費	1,643,453
営業利益	580,681
営業外収益	275,422
受取利息	1,407
受取配当金	48,564
仕入割引	116,580
為替差益	1,639
不動産賃貸料	98,400
その他	8,829
営業外費用	67,428
支払利息	25,347
不動産賃貸費用	41,116
その他	964
経常利益	788,675
税引前当期純利益	788,675
法人税、住民税及び事業税	255,056
法人税等調整額	△5,571
当期純利益	539,189

株主資本等変動計算書

第46期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金				
					別積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金計		
2022年1月1日 期首残高	1,389,836	1,373,361	1,373,361	123,650	1,217,000	1,858,777	3,199,427	△86,526	5,876,099
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△58,045	△58,045		△58,045
当期純利益						539,189	539,189		539,189
自己株式の取得								△41	△41
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	481,144	481,144	△41	481,102
2022年12月31日 期末残高	1,389,836	1,373,361	1,373,361	123,650	1,217,000	2,339,921	3,680,571	△86,567	6,357,202

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損	評価・換算差額等	
2022年1月1日 期首残高	111,847	14,240	126,088	6,002,187
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△58,045
当期純利益				539,189
自己株式の取得				△41
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△8,049	9,287	1,238	1,238
事業年度中の変動額合計	△8,049	9,287	1,238	482,341
2022年12月31日 期末残高	103,798	23,528	127,327	6,484,529

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- イ. 子会社株式 移動平均法による原価法
- ロ. その他有価証券
- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品（機械本体） 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・商品（部品類） 個別法に基づく原価法
ただし、一部移動平均法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年
構築物 10年～20年
工具器具備品 3年～15年

② 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（3年～5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 投資不動産

建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は10年～50年であります。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

電子機器、工作機械、測定機器及び産業機械の国内販売については、顧客が検収を完了した時点で、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、検収時点で収益を認識しております。電子機器の輸出販売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

部品については、商品が顧客へ引き渡された時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。国内販売においては、出荷時点と顧客への引き渡し時点で重要な差異がないため、出荷時点で収益を認識しており、輸出販売においては、貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

技術サービスについては、作業が完了し、顧客が作業完了を確認した時点で、履行義務が充足されると判断していることから、顧客による作業完了確認時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を適用した場合の影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

この結果、当事業年度の損益、繰越利益剰余金の当期首残高及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 当事業年度 128,720千円
- (2) その他の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結計算書類における会計上の見積りに関する注記と同様のため記載を省略しています。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 660,520千円
- (2) 偶発債務
- ① 関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。
サンインストルメント株式会社
債務保証 100,870千円
- ② 株主間協定に基づく株式買取保証を行っております。
保証先：MHCB Consulting (Thailand) Co.,Ltd.
THB 1,040,000 (4,035千円)
- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 204,510千円
- ② 短期金銭債務 139,172千円
- (4) 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が当事業年度末残高に含まれております。
- | | |
|--------|----------|
| 電子記録債権 | 4,325千円 |
| 支払手形 | 35,044千円 |
- (5) コミットメント期間付タームローン契約
- 当社は、本社建物の建設資金を安定的に調達するため、取引銀行2行と個別にコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。
- 当事業年度末におけるコミットメント期間付タームローン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|---------------------|-------------|
| コミットメント期間付タームローンの総額 | 1,000,000千円 |
| 借入実行残高 | 1,000,000千円 |
| 差引額 | -千円 |

(6) 財務制限条項

当社は、本社建物の建設資金を安定的に調達するため、取引銀行2行と個別にタームローン契約を締結しており、以下の財務制限条項が付されています。

みずほ銀行との契約については、各年度の決算期の末日における貸借対照表における純資産の部の金額が、2018年12月に終了する決算期の末日または当該決算期の直前の決算期の末日における貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持する。

三菱UFJ銀行との契約については、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の合計額が、2017年12月決算期の末日における純資産の部の合計額または前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持する。

(7) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,500,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,500,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	1,008,027千円
② 仕入高	631,105千円
③ 販売費及び一般管理費	24,917千円
④ 営業取引以外の取引高	6,398千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	297,766株	116株	－	297,882株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	12,133千円
未払賞与	35,387千円
未払社会保険料	6,417千円
商品評価損	26,023千円
繰延資産	3,720千円
退職給付引当金	88,405千円
投資有価証券評価損	30,850千円
減価償却超過額	677千円
関係会社株式評価損	70,109千円
その他	2,250千円
繰延税金資産小計	275,975千円
評価性引当額	△102,448千円
繰延税金資産合計	173,527千円
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	10,384千円
その他有価証券評価差額金	34,422千円
繰延税金負債合計	44,806千円
繰延税金資産の純額	128,720千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金 または 出資金	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	微科帝(上海)国際貿易有限公司	5,546千人民元	中国における機械類等の輸出入販売	(所有) 100%	兼任 4名	当社商品の販売、商品の購入	商品の販売	997,168	売掛金	203,042
							商品の仕入(注)	439,898	買掛金	77,900

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	558円58銭
(2) 1株当たり当期純利益	46円45銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月15日

YKT株式会社
取締役会 御中

東光監査法人
東京都新宿区
指 定 社 員 公認会計士 佐藤明充 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 勝 伸一郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、YKT株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、YKT株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月15日

YKT株式会社
取締役会 御中

東光監査法人
東京都新宿区
指 定 社 員 公認会計士 佐藤 明 充 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 勝 伸 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、YKT株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月22日

YKT株式会社 監査役会

常勤監査役 渡邊 勉 ㊟

社外監査役 鈴木 啓文 ㊟

社外監査役 田口 雄 ㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

新宿野村ビル 2階 野村コンファレンスプラザ コンファレンスルームA
東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 電話 (03) 3348-6513

交通

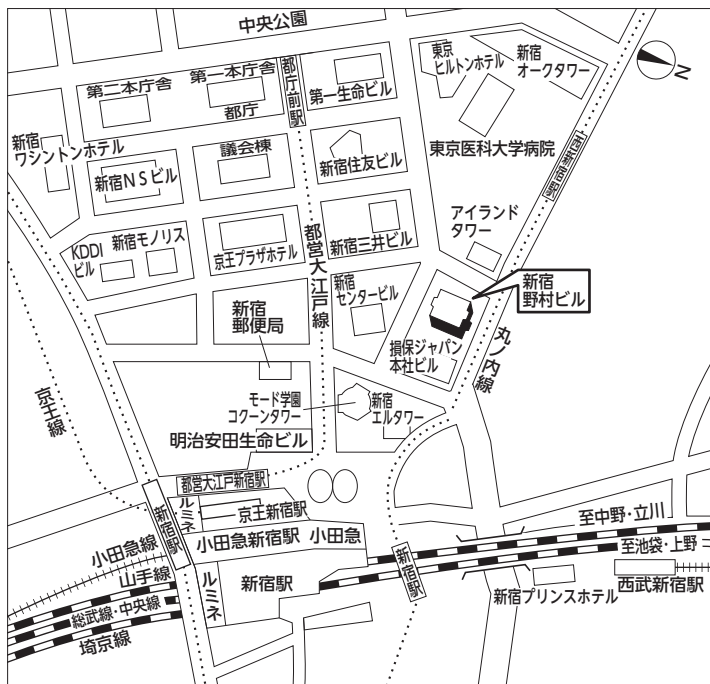
最寄り駅 … JR線

東京メトロ 丸ノ内線
京王線・小田急線
都営新宿線・大江戸線
東京メトロ 丸ノ内線
西武新宿線

新宿駅下車徒歩10分

西新宿駅下車徒歩5分

西武新宿駅下車徒歩8分



※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。